

特別なお客さま
だけに作った

お得意様ありがとうございます通信 vol.3

2010年5月発行

あなたとの良きご縁に感謝します。

5月の連休は、みなさんどうお過ごしになりましたか？私とえば、格安のゴルフ(4500円)2日間。塩沢スキー場で、「かたくりの花」見学。二本松市のピザ屋(ミンズヤード)で、800円のピザを食べ、岩代の「合戦場のしだれ桜」をみる。最後は、岳温泉で500円の温泉入浴で終了。とこんな感じでした。早速ですが、今回も前号の続き



二本松市岩代「合戦場のしだれ桜」

知っていると、スゴく得する「相続と遺言」2回目です。

法定相続人って、誰のこと？

●相続人にあたる人

配偶者(夫、または妻)、子ども(養子も含む)、直系尊属、兄弟姉妹です。ただし、相続人には優先順位の組み合わせがあります。

1番目 配偶者と子ども(子が死んでいるときは孫、ひ孫)

2番目 配偶者と直系尊属(親、祖父母など)

3番目 配偶者と兄弟姉妹

このいずれの組み合わせもない場合は、相続人不存在となり※特別縁故者の申立もない場合、財産は国のものになります。

※特別縁故者とは

・被相続人と生計を同じくしていた者(内縁の夫・妻・未届の養子)被相続人の療養看護に努めた者・その他被相続人と特別の縁故があった者

●相続人にあたらぬ人

離婚した元配偶者・内縁の妻(夫)・認知されていない婚外子・子の配偶者・養子縁組をしていない配偶者の前婚の子(いわゆる連れ子)です。

法定相続分(財産の取り分)

●基本スタイル(あらかじめ法律で決められている配分方法)

法定相続分は、同一順位のものの間では、頭数に応じて平等です。

配偶者のいる場合は次のとおりです。

法定相続人が配偶者と子どもの場合

→配偶者2分の1・子ども2分の1

法定相続人が配偶者と直系尊属の場合

→配偶者3分の2・直系尊属3分の1

法定相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合

→配偶者4分の3・兄弟姉妹4分の1

●特別スタイル

遺産分割協議(相続人間で、話し合いにより相続分を変更する。)

被相続人から生前に贈与(特別受益といいます。)を受けた者がいたり、

被相続人の財産の維持や増加(寄与分といいます。)に貢献した者がいた場合は、

次の計算方法に寄ります。

・特別受益や、寄与分がない者の具体的相続分

(相続開始時の財産の価格+特別受益-寄与分)×法定相続分

・特別受益がある者の具体的相続分

(相続開始時の財産の価格+特別受益-寄与分)×法定相続分-特別受益

・寄与分がある者の具体的相続分

(相続開始時の財産の価格+特別受益-寄与分)×法定相続分+寄与分

この続きは次回です。

実際にあった相談

事例

相談者50歳代の男性。父が亡くなってから6か月が立ちました。親戚から「死亡して3か月過ぎると、相続できない。」と聞いたんですが本当ですか？

相談者:「父親が死んで、6か月が経過しました。法事の際に親戚から相続は済んだのかと言われ、未だやってないと答えると、3か月過ぎてるからできないんじゃない。」といわれました。本当にできないんでしょうか？

武田:「そんなことは、ないですよ。できますよ。ただし、※相続放棄は3か月過ぎるとできなくなりますよ。」

相続財産は、プラスの財産があれば借金のようにマイナスの財産もあります。

マイナスが多いときは、家庭裁判所に相続を知ったときから3か月以内に、相続放棄の

申立として、相続人でなかったことの手続きをすれば、借金は相続しなくても済みます。

もちろんプラスの財産も相続できませんよ。死んだお父さんの財産は、どっちが多いですか？



相談者:「借金はありませんから、全部プラスの財産です。」

武田:「それじゃ～何の問題もありません。これから手続きしましょう。」

相談者:「あ～良かった。相続できなかつたらどうしようかと思ってたんですよ。」

コメント:こういう相談は、年に2～3回あります。相続放棄の3か月だけが一人歩きしているようです。相続放棄をしない限り、期間の定めはありません。

だからと言って、いつもまでも放って置くと、そのうち相続人が死んで、またその下の相続人からハンコをもらわなければなりません。

協議する人の数が増えてやっかいなことになります。手続きはお早めにしてください。

知っているようで、知らない。 内容証明郵便とは…シリーズ②

今回は内容証明の「証拠力」について説明しました。

今回はもう一つの内容証明郵便の特徴である「心理的重圧」を相手にかけることを重点に説明します。

今度は内容証明郵便を受け取る側から考えてみましょう。かりに、あなたが友人から100万円を借りておきましょう。気の弱そうな友人なので甘く見て、返さずにズルズルと返済を引き延ばしていたとします。

そんなある日に、突然、重々しい嫌な感じの封筒が届きます。そして中を開けてみれば、こんな旨が書かれている書面が入っているのです。

『貸した100万円並びに利息分を本書面到達後7日以内に銀行振込みにて支払え。さもなければ、訴訟、強制執行等法的手段を直ちにとります』

しかも、文書の末尾には法律の専門家である「弁護士」や「行政書士」の署名と職印が押されているのです。

法律の専門家が、バックに付いてるんじゃ、本気だな！！このように思ってもらうことが「心理的重圧」なのです。

依然、資金繰りが苦しい会社は多いでしょう。支払いは出来るだけ延ばしたいのが心情です。そんな時、うるさくない債権者(あなたの事です)はどうしたって支払いを後回しにされていきます。

ところが、内容証明郵便が1本届けば、債務者側からしても「ここは意外と、うるさいところだな。先に支払っておくか…」という気持ちになり、支払いを優先させる可能性が高くなります。

もちろん、今後の付き合いのことも考えなくてはなりませんが、そのまま倒産されてしまうことも多い昨今です。あまり、悠長なことを言っている企業はババを引くことになります。



ちなみに、企業の売掛金の時効は2年です。2年間、請求していなければ時効によって消滅します。なかには、「ちゃんと請求書出しているし、その後も口を酸っぱくして早く払うように催促しているよ」などと呑気こと言っている社長もいますが、法的にはそれだけでは請求のうちに入りません。

「裁判上の請求」を行って始めて「請求した」と認められ、時効消滅を食い止められるのです。また、裁判上の請求にいたらなくても「内容証明郵便」で一旦、仮に時効を食い止めることができます。

(その場合にはやはりその六ヶ月以内に裁判上の請求を行うことが必要となります) 内容証明郵便には時効消滅を食い止める効果もあるのです。(一時的にですが)

但し、素人の方がやみくもに内容証明郵便を出すのは危険な場合もあります。まず、法的なポイントをきちんと押さえていないと逆に素人丸出しになってしまい、ちょっと法的知識がある相手であれば、ゴミ箱に捨てられて終わってしまいます。

また、債権を督促する場合も相手の状況を見極めてやらないと、強制執行を警戒した相手が財産隠しに走恐れもあります。さらに、誠実に対応しようとしている相手に嫌な感じの内容証明郵便を送ってしまうと、丸くおさまる筈だったのが余計にこじれる場合もあります。

ですから、時には弁護士や行政書士もあえて内容証明ではなく普通郵便で「通知書」として穏やかなものを送り、探りを入れていく場合もあります。

内容証明郵便を上手に使いたい…という場合には1度ご相談ください。

編集後記(読んだ本の中から)『経営のコツの話。(億万長者社長の話)』

今の時代における「経営のコツ」ですね。この「コツ」なんですけど、私がよく上に立つ人間とか経営者に対して贈る言葉があるんですけど、いつの時代にも「経営のコツ」というのはないんです。

もし、「経営にコツ」があるとしたら、親は子供に伝えるんですよ。でも、「芸にはコツ」があるんですよ。芸には「コツ」があるから、歌舞伎役者とかは、何代目とかがいるんですよ。経営には、「コツ」があれば誰でも我が子に教えられるから、3代目とかでつぶれてしまうということは起こらないんですよ。

でも、3代目とかで何でつぶれてしまうかという、経営には「コツ」がないから何ですよ。だから、コツがないってことを早くわかるのがコツなんです。寝ても起きても仕事のことを考えて、今の時代にどうやって合わせるかっていうことをいつも考える。簡単に言えば、ひたすら努力するしかないんだってことなんです。

発行元
福島県安達郡大玉村大山字天王104番地6
武田兵一行政書士事務所
TEL0243-48-4525 FAX0243-48-4526
HP: <http://www.takeda-gyo.com/>

